

【茨城県内で進む子どもの均等割り減免について】

1. 茨城県の国保事業状況

- ① 県（44市町村）人口約282万人のうち、国保被保険者は約60万人（約2割）、約40万世帯（約3割）で減少傾向。後期高齢者医療は増加。
- ② 「茨城県国民健康保険運営方針」で「保険料水準の統一」を掲げ、その第一歩として、県主導でR4年度から課税方式を2方式(所得割・均等割)に統一。
- ③ 資産割と平等割をなくす理由に、▽簡潔・公平な2方式とする▽制度創設時（昭和36年）と比べて家族形態が変わり、国保世帯の約85%が1人または2人世帯で、世帯当たりで課税する意義が希薄化などを上げる。統一化前は、4方式が20市町村、3方式が24市町村であった。

2. 2方式導入による県から市町村への交付金

- ① 多子世帯に着目した項目(子どもに係る均等割の軽減措置)を設け、2方式を実施した市町村に対して、総額5億円を0～19歳の被保険者数で按分した額を交付。R4年度は1人当たり7,389円、R5年度は8,839円。
- ② 国はR4年度から全世帯の未就学児を対象に未就学児に係る均等割について、その5割を公費による軽減策をスタート。(国1/2 県1/4 市町村1/4)
- ③ 市町村は、国と県からの交付金を活用して、独自の政策判断で子どもの均等割など保険税負担軽減策を実施。
- ④ 現在、子どもの均等割減免実施は39市町村（未実施5市町村）。そのうち取手市と鹿嶋市は全額免除。また、かすみがうら市は子どもの均等割相当分を応援金として一般会計から支給して全額免除を実施するなど、各市町村の取組を拡充している。
- ⑤ 2方式導入の前後（R3とR4）で、1人当たり現年度分国保税額（医療分＋後期高齢者医療分）が県平均で年額88,464円が83,787円に減額。一方、6市町で負担増となった。一般会計からの法定外繰入を廃止。

3. 県民要望を受けて議会で論戦、知事答弁を引き出す

- ① 2方式導入前の R3年10月県議会で、2方式導入により子育て世帯（多子世帯）が値上げになることを追求し、値上げ回避策・財政措置を要求。
- ② 知事の答弁
 - ▽2方式に施行した場合、市町村が国保税で集めるべき総額に影響はないが、賦課方式が変わることにより額は世帯所得や世帯構成によって変動することになる。
 - ▽多子世帯など家族の多い世帯では、税額が高くなる傾向があると認識している。
 - ▽R4年度については、国による未就学児に係る均等割軽減と併せて、子ども1人当たり約2万5千円の負担軽減を図る考えである。
 - ▽国保における子育て支援は、一義的には国が責任をもって取り組む課題であり、引き続き、対象年齢の拡充と地方負担の撤廃を要望する。

4. 現在の課題

- ① 市町村の国保税算定基礎となる県への納付金は R6年度800億円で、加入者1人当たり6,856円、5.1%増。県の国保財政安定化基金は24億円あり、国の指示で8億円取り崩したにもかかわらず、1億円しか活用していない。子どもの均等割をゼロにするなど負担軽減を行うべき。
- ② 後期高齢者医療保険料は R6年度7万円から7万8千円に11%の引き上げ。広域連合の医療給付費準備基金が過去最高の65億円あるのに、負担軽減に活用したのは半分以下の30億円のみ。

さらに、県の後期高齢者医療財政安定化基金は一切取り崩さない姿勢。過去に県の基金を活用したのは、民主党政権時代の1回きり。現在50億円にまで増え、これ以上積立は必要ないとして基金条例が改定されたほど。
- ③ 負担の求め方、基金のあり方が問われる。少なくとも、基金の活用基準を見直して保険料軽減を実施させていく。
- ④ 医療福祉（マル福）制度をさらに改善させ、医療費助成を拡充させる。とくに、小児外来について県内全市町村が高校3年生まで助成しているが、県は入院のみ高校3年生までで、外来は小学6年生にとどまっている。

以上

令和4年度 国保保険料(税)における独自減免の状況

日本共産党茨城県議団の調査による

保険者名	減免内容	
1 水戸市	小学生から高校生(18歳になって最初の3月31日まで)の均等割5割減免	
2 日立市	小学生以上高校生世代以下 均等割5割減免	
3 土浦市	小学生以上高校生世代以下 均等割5割減免	
4 古河市	小学生以上18歳以下 均等割2割減免	
5 石岡市	小学生以上19歳以下 均等割1/4減免	
7 結城市	小学生以上19歳以下 均等割5割減免	
8 龍ヶ崎市	未就学児を除く18歳以下 均等割5割減免	
10 下妻市	・小学生以上20歳未満 均等割額(医療保険分2分の1減免、後期高齢者支援金等分4分の3減免) ・未就学児 均等割額(後期高齢者支援金等分4分の1減免)	
11 常総市	18歳以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の者)に対する均等割額を50%減免(軽減該当の未就学児は除く)	
12 常陸太田市	被保険者(未就学児をの除く)の均等割2分の1減免(R4年度)	
14 高萩市	・小学生以上19歳以下 均等割5割減免 及び 前年度の税額と今年度の税額を比較し、105%越えの差があれば、105%越えた部分について減免	
15 北茨城市	未実施	
17 取手市	・小学生以上高校生世代以下 均等割5割減免 ・未就学児から高校生世代までの第2子以降 均等割を全額減免	令和6年度から18歳まで全額免除
20 茨城町	・小学生以上高校生世代以下で第2子以降 均等割5割減免 ・国保加入者が4人以上いる世帯 4人目以降の均等割3割減免	
27 大洗町	小学生以上高校生世代以下 均等割5割減免	
32 東海村	就学児～高校生世代(7歳～18歳)は均等割を半額減免を実施	
33 那珂市	小学生以上高校生世代以下 均等割5割減免	
35 常陸大宮市	小学生以上高校生世代以下 均等割3割減免 ※但し、18歳の誕生日以降最初の3月31日までとする。	
42 大子町	高校生(18歳未満)まで 均等割を1/2減免	
48 鹿嶋市	高校生世代以下の全て(0歳から18歳到達年度まで) 均等割を全額減免	令和4年度から18歳まで全額免除
49 神栖市	小学生以上高校生世代以下 均等割5割減免	
53 潮来市	小学生以上高校生世代以下 均等割5割減免	
57 美浦村	小学生以上高校生世代以下 均等割5割減免	
58 阿見町	未実施	
59 牛久市	小学生以上高校生世代以下 均等割5割減免	
62 河内町	18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である未就学児を除く被保険者(就学児)の均等割1/2軽減	
82 八千代町	小学生以上高校生世代以下 均等割5割減免	
86 五霞町	未実施	
89 境町	小学生以上20歳以下 均等割5割減免	
90 守谷市	小学生以上高校生世代以下 均等割5割減免	
92 利根町	小学生以上20歳を迎える3月31日まで 均等割5割減免	
93 つくば市	6歳(小学生)から18歳以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 均等割5割減免	
94 ひたちなか市	①小学生以上高校生世代以下 均等割5割減免 ②世帯員3人目以降 均等割5割減免 ①②重複する場合は、①を優先	
95 城里町	未実施	
96 稲敷市	小学生以上18歳以下 均等割5割減免	
97 坂東市	小学生以上高校生世代以下 均等割5割減免	
98 筑西市	子ども(6歳になった日以降最初の4月1日より18歳になった日以降最初の3月31日まで)に対し、均等割の2割減免とします。	
99 かすみがうら市	小学生以上高校生世代以下 均等割5割減免	令和6年度から18歳までの均等割減免の残り5割相当額を応援金として一般会計から交付
100 行方市	小学生以上高校生世代以下 均等割5割減免	
101 桜川市	小学生以上高校生世代以下 均等割2割減免	
102 鉾田市	未実施	
103 つくばみらい市	未就学児を除く20歳未満 均等割5割減免	
104 笠間市	小学生以上高校生世代以下 均等割5割減免	
105 小美玉市	小学生以上高校生(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)世代以下 均等割5割減免	

○令和5年度 20歳未満の被保険者の数に応じた交付額一覧表

・算出方法：5億円×被保険者数のシェア＝金額

・一人あたり交付額 8,839 円

	保険者	0-19歳被保険者数（人）※1	シェア	金額（円）※2
1	水戸市	5,330	0.09422288	47,111,441
2	日立市	2,219	0.03922712	19,613,562
3	土浦市	2,940	0.05197285	25,986,423
4	古河市	3,161	0.05587965	27,939,824
5	石岡市	1,466	0.02591571	12,957,856
6	結城市	1,103	0.01949866	9,749,328
7	龍ヶ崎市	1,398	0.02471362	12,356,809
8	下妻市	1,025	0.01811979	9,059,892
9	常総市	1,462	0.02584500	12,922,500
10	常陸太田市	679	0.01200325	6,001,626
11	高萩市	382	0.00675293	3,376,467
12	北茨城市	580	0.01025315	5,126,573
13	取手市	1,613	0.02851435	14,257,177
14	茨城町	686	0.01212700	6,063,498
15	大洗町	390	0.00689436	3,447,178
16	東海村	551	0.00974049	4,870,244
17	那珂市	880	0.01555650	7,778,249
18	常陸大宮市	741	0.01309928	6,549,639
19	大子町	280	0.00494979	2,474,897
20	鹿嶋市	1,414	0.02499646	12,498,232
21	神栖市	2,263	0.04000495	20,002,474
22	潮来市	641	0.01133149	5,665,747
23	美浦村	300	0.00530335	2,651,675
24	阿見町	937	0.01656414	8,282,067
25	牛久市	1,466	0.02591571	12,957,856
26	河内町	163	0.00288149	1,440,743
27	八千代町	745	0.01316999	6,584,995
28	五霞町	134	0.00236883	1,184,415
29	境町	739	0.01306392	6,531,961
30	守谷市	946	0.01672324	8,361,617
31	利根町	274	0.00484373	2,421,863
32	つくば市	4,581	0.08098218	40,491,090
33	ひたちなか市	2,331	0.04120704	20,603,521
34	城里町	318	0.00562155	2,810,776
35	稲敷市	895	0.01582167	7,910,832
36	坂東市	1,546	0.02732994	13,664,969
37	筑西市	2,132	0.03768915	18,844,576
38	かすみがうら市	827	0.01461957	7,309,786
39	行方市	858	0.01516759	7,583,792
40	桜川市	808	0.01428369	7,141,846
41	鉾田市	1,870	0.03305756	16,528,779
42	つくばみらい市	882	0.01559185	7,795,927
43	笠間市	1,401	0.02476665	12,383,326
44	小美玉市	1,211	0.02140786	10,703,931
	計	56,568	1.00000000	499,999,979

※1 被保険者数は、令和4年度国保実態調査から引用。

※2 小数点以下切り捨て。

医療福祉（マル福）制度の概要

令和6年度

<p>制度の目的</p>	<p>医療保険各法の規定による患者負担分を公費で助成することによって、受療を容易にし、併せて健康の保持と生活の安定を図る。</p>																			
<p>実施主体</p>	<p>市町村（県助成1/2）</p>																			
<p>対象者の要件</p> <p>※ 参考 上：県当初予算 下：受給者見込数</p> <p>小児 2,838,761千円 347,332人</p> <p>妊産婦 362,660千円 11,055人</p> <p>ひとり親 729,246千円 44,139人 (注)母子・父子の合算</p> <p>重度心身障害者 3,476,195千円 54,210人</p> <p>合計 7,406,862千円 456,736人</p>	<p>医療保険各法に加入している次に掲げる者で所得が一定金額以下の者。（生活保護法による保護を受けている者を除く。）</p> <table border="1" data-bbox="416 521 1409 1323"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象の範囲</th> <th>所得制限額（本人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小児</td> <td>外来：0歳～小学6年生 入院：0歳～高校3年生</td> <td>児童手当 扶養0人で622万円</td> </tr> <tr> <td>妊産婦</td> <td>妊娠届出日の属する月の初日から出産月の翌月末日まで</td> <td>※ 扶養1人につき 38万円加算</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひとり親</td> <td>ア①18歳未満の児童を監護している母子家庭の母及び児童 ②20歳未満の障害児又は高校在学者を監護している母子家庭の母及び児童 イ 父母のない児童</td> <td>遺族基礎年金 扶養0人で301.6万円 ※ 扶養1人につき 38万円加算</td> </tr> <tr> <td>①18歳未満の児童を監護している父子家庭の父及び児童 ②20歳未満の障害児又は高校在学者を監護している父子家庭の父及び児童</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重度心身障害者</td> <td>①身体障害者手帳1・2級、3級内部障害者 ②IQ35以下 ③身体障害者手帳3級又は4級かつIQ50以下 ④特別児童扶養手当1級 ⑤障害年金1級 ⑥精神障害者保健福祉手帳1級 ⑦身体障害者手帳3級又は4級かつ精神障害者保健福祉手帳2級 ⑧IQ50以下かつ精神障害者保健福祉手帳2級 ※ 65歳以上で一定の障害がある者は後期高齢者医療制度の被保険者のみを対象</td> <td>特別児童扶養手当 +53.3万円 扶養0人で512.9万円 ※ 扶養1人につき 38万円加算</td> </tr> </tbody> </table>			区分	対象の範囲	所得制限額（本人）	小児	外来：0歳～小学6年生 入院：0歳～高校3年生	児童手当 扶養0人で622万円	妊産婦	妊娠届出日の属する月の初日から出産月の翌月末日まで	※ 扶養1人につき 38万円加算	ひとり親	ア①18歳未満の児童を監護している母子家庭の母及び児童 ②20歳未満の障害児又は高校在学者を監護している母子家庭の母及び児童 イ 父母のない児童	遺族基礎年金 扶養0人で301.6万円 ※ 扶養1人につき 38万円加算	①18歳未満の児童を監護している父子家庭の父及び児童 ②20歳未満の障害児又は高校在学者を監護している父子家庭の父及び児童		重度心身障害者	①身体障害者手帳1・2級、3級内部障害者 ②IQ35以下 ③身体障害者手帳3級又は4級かつIQ50以下 ④特別児童扶養手当1級 ⑤障害年金1級 ⑥精神障害者保健福祉手帳1級 ⑦身体障害者手帳3級又は4級かつ精神障害者保健福祉手帳2級 ⑧IQ50以下かつ精神障害者保健福祉手帳2級 ※ 65歳以上で一定の障害がある者は後期高齢者医療制度の被保険者のみを対象	特別児童扶養手当 +53.3万円 扶養0人で512.9万円 ※ 扶養1人につき 38万円加算
区分	対象の範囲	所得制限額（本人）																		
小児	外来：0歳～小学6年生 入院：0歳～高校3年生	児童手当 扶養0人で622万円																		
妊産婦	妊娠届出日の属する月の初日から出産月の翌月末日まで	※ 扶養1人につき 38万円加算																		
ひとり親	ア①18歳未満の児童を監護している母子家庭の母及び児童 ②20歳未満の障害児又は高校在学者を監護している母子家庭の母及び児童 イ 父母のない児童	遺族基礎年金 扶養0人で301.6万円 ※ 扶養1人につき 38万円加算																		
	①18歳未満の児童を監護している父子家庭の父及び児童 ②20歳未満の障害児又は高校在学者を監護している父子家庭の父及び児童																			
重度心身障害者	①身体障害者手帳1・2級、3級内部障害者 ②IQ35以下 ③身体障害者手帳3級又は4級かつIQ50以下 ④特別児童扶養手当1級 ⑤障害年金1級 ⑥精神障害者保健福祉手帳1級 ⑦身体障害者手帳3級又は4級かつ精神障害者保健福祉手帳2級 ⑧IQ50以下かつ精神障害者保健福祉手帳2級 ※ 65歳以上で一定の障害がある者は後期高齢者医療制度の被保険者のみを対象	特別児童扶養手当 +53.3万円 扶養0人で512.9万円 ※ 扶養1人につき 38万円加算																		
<p>給付内容 (自己負担金)</p>	<table border="1" data-bbox="416 1384 1409 1585"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>外 来</th> <th>入 院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小児 妊産婦 母子 父子</td> <td>医療保険各法に定める一部負担金からマル福外来自己負担金（医療機関ごとに1日600円、月2回まで）を控除した額</td> <td>医療保険各法に定める一部負担金からマル福入院自己負担金（医療機関ごとに1日300円、月3,000円まで）を控除した額</td> </tr> <tr> <td>重 度</td> <td colspan="2">医療保険各法に定める一部負担金（自己負担金なし）</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は給付対象外</p>			区分	外 来	入 院	小児 妊産婦 母子 父子	医療保険各法に定める一部負担金からマル福外来自己負担金（医療機関ごとに1日600円、月2回まで）を控除した額	医療保険各法に定める一部負担金からマル福入院自己負担金（医療機関ごとに1日300円、月3,000円まで）を控除した額	重 度	医療保険各法に定める一部負担金（自己負担金なし）									
区分	外 来	入 院																		
小児 妊産婦 母子 父子	医療保険各法に定める一部負担金からマル福外来自己負担金（医療機関ごとに1日600円、月2回まで）を控除した額	医療保険各法に定める一部負担金からマル福入院自己負担金（医療機関ごとに1日300円、月3,000円まで）を控除した額																		
重 度	医療保険各法に定める一部負担金（自己負担金なし）																			
<p>給付方法</p>	<table border="1" data-bbox="416 1686 1409 1995"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">給 付 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の医療機関の受診</td> <td>現物給付</td> <td>受給者は、受診の際、医療機関に医療福祉費受給者証を提示し、マル福の外来一部負担金又は入院一部自己負担金を支払う（医療保険各法の一部負担金〔1～3割〕の支払いはしない）。医療機関は、後日、市町村に審査支払機関を通して医療福祉費を請求し、市町村は、医療機関に医療福祉費を支払う。</td> </tr> <tr> <td>県外の医療機関の受診</td> <td>償還払い</td> <td>受給者は、受診の際、医療機関に医療保険各法の一部負担金を支払う。受給者は、後日、市町村に医療福祉費支給申請を行い、市町村は受給者に医療福祉費を支給する。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	給 付 方 法		県内の医療機関の受診	現物給付	受給者は、受診の際、医療機関に医療福祉費受給者証を提示し、マル福の外来一部負担金又は入院一部自己負担金を支払う（医療保険各法の一部負担金〔1～3割〕の支払いはしない）。医療機関は、後日、市町村に審査支払機関を通して医療福祉費を請求し、市町村は、医療機関に医療福祉費を支払う。	県外の医療機関の受診	償還払い	受給者は、受診の際、医療機関に医療保険各法の一部負担金を支払う。受給者は、後日、市町村に医療福祉費支給申請を行い、市町村は受給者に医療福祉費を支給する。								
区分	給 付 方 法																			
県内の医療機関の受診	現物給付	受給者は、受診の際、医療機関に医療福祉費受給者証を提示し、マル福の外来一部負担金又は入院一部自己負担金を支払う（医療保険各法の一部負担金〔1～3割〕の支払いはしない）。医療機関は、後日、市町村に審査支払機関を通して医療福祉費を請求し、市町村は、医療機関に医療福祉費を支払う。																		
県外の医療機関の受診	償還払い	受給者は、受診の際、医療機関に医療保険各法の一部負担金を支払う。受給者は、後日、市町村に医療福祉費支給申請を行い、市町村は受給者に医療福祉費を支給する。																		